厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚生労働省群馬労働局発表
令和８年１０月３０日

担当
【照会先】
群馬労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官　西谷　慶子
雇用環境改善・均等推進指導官　吉田　幸司
027-896-4739

報道関係者各位

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

～ 無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！～

群馬労働局（局長　上野　康博）では、11月の**「しわ寄せ」防止キャンペーン月間**に向けて、**使用者団体や労働組合に対する協力要請**を行います。

※「しわ寄せ」とは、大企業・委託事業者の長時間労働削減等の取組により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを生じさせることをいいます。

通年で、事業場に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に委託事業者等による無理な発注等、下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報するなど、「しわ寄せ」防止のための取組を連携して行っています。

中小企業が働き方改革を進められるよう、今後も取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止のための環境整備に努めていきます。

＜しわ寄せ事例＞　**不当な給付内容の変更・やり直し**

〇食料品卸売業者に対する指導事例

親事業者が、発注数量を急遽増やし、これに対応するために下請事業者の従業員に長時間労働させていたもの。

親事業者は、社内通達を行い発注内容の変更について改善を行った。

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)